

日本ヘンプ協会からの2回目の回答

2025/01/22 11:19 頃

一般社団法人 日本化粧品協会
ご担当者様

この度は、日本ヘンプ協会へお問い合わせをいただき、誠にありがとうございます。
早速ではございますが、ご質問への回答をさせていただきます。

まずは、この度は当協会のメール配信により、御協会へのお問い合わせがあったとのことで、大変ご迷惑とご心配をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

2度に渡りご連絡を頂戴し、お忙しい中大変お手数をおかけして申し訳ございませんでした。

先日配信したメールにの内容につきまして、当方の意図としましては、「上限値をはるかにオーバーしてしまうという問題がある。」という記載のとおり、あくまでも問題提起としております。

昭和大学のラボでは研究として CBD→THC 変換に及ぼす諸要因の解明をしている過程にあります。

薬学的な専門知識がないと理解できない部分もございますので、一部の情報だけをお伝えすることは避けたいと考えております。

また、個々の製品についてその合法性/違法性の判断をするのは管轄の行政機関ですので、確定的な情報発信は避け、該当メールにおいて「化粧品のように」という表現をしております。

決して恐怖を煽る意図ではなく、消費者保護の観点からもメーカー様に対し呼びかけをさせていただきました。

言うまでもなく、CBD 製品を製造しているメーカー様は自社の検体を国内外の THC 分析施設に送って分析することが随時可能ですので、試作品製造時に検体分析をして THC 残留限度値をクリアーしていることを確認した上で、実際の製品の製造直後に加えて製造後であっても経時的に検体分析を行うことで、是非とも適切かつ迅速な対応をして頂きたいという思いから、先日のメール配信を行った次第でございます。

本件は協会内でも共有し、今後の情報発信及びメール配信の際には、改めて細心の注意を払って確認をして参る所存でございます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。